

「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」 に関するパブリックコメント手続を実施します。

千葉市では、千葉駅東口の西銀座周辺において、商業及び業務機能が集積した立地環境を保全するとともに当該区域内に恒常的なにぎわいの創出を図ることを目的とし、建築物の建築の制限について定める「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例」を制定します。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：建築指導課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和3年11月8日(月)～令和3年12月7日(火) ※郵送の場合は当日消印有効

・募集方法

「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

・提出先

- 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所建築指導課
- 2 FAX：043-245-5888
- 3 電子メール：shido.URC@city.chiba.lg.jp
- 4 持参：建築指導課（中央コミュニティセンター3階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和3年12月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市都市局建築部建築指導課

電話 043-245-5694

FAX 043-245-5888

電子メール shido.URC@city.chiba.lg.jp